

## 平成19年度 第1回長野市青少年健全育成審議会

○日 時 平成19年7月5日（木） 午後3時  
○場 所 ふれあい福祉センター 会議室3  
○出席者 渡邊 伸会長・水上久子副会長・井原きみ枝委員・荻原幸子委員・奥野由明委員・  
小山 清委員・千野美代子委員・多田久仁子委員・戸沢和男委員・轟 清秀委員・  
富士原聖委員・中村愛子委員・宮澤雄大委員・山口一平委員・山口次男委員・  
山下昌一委員  
事務局 立岩睦秀教育長・玉川教育次長・原田生涯学習課長・太田少年育成センター所長・  
竹内生涯学習課課長補佐・南澤生涯学習課指導主事

### ○会議要旨

<開 会>

<委嘱書交付>

<教育長あいさつ>

<自 己 紹 介>

#### 1 正副会長の選出

渡邊 伸会長、水上久子副会長に決定

#### 2 青少年保護育成条例について（報告及び自由討議）

##### <事務局説明>

会 長 青少年の状況を審議会で把握する必要がある。それぞれの委員から現状をお聞かせいただき、実情について共有したい。

委 員 デリバリーヘルスの経営者が15歳の子どもを雇用していたという事件があった。15歳の少女が家出をし、行くところがなく、お金がないということで、携帯の出会い系サイトに「泊まる所がない」という書き込みをしたことが発端だった。携帯電話で何でもできてしまう社会である。仕事をしていて、一番気になるのは携帯とインターネットだ。どのように規制していくかということは課題であるが、条例で規制することは難しいのではないか。

委 員 社会の中に青少年を蝕む要因が増えている。携帯電話を青少年に持たすことを規制できないかと言ったことがある。このままでは、青少年はむちゃくちゃになってしまう。接続業者への規制は必要だ。地方自治体から声を上げて、国を動かすことができるのではないか。麻薬も映像の規制も、もはや市内、国内だけでやってもだめになっている。

委 員 各中学校では、生徒指導主事が1人いて対応をしている。各小・中学校では携帯電話は原則禁止している。PTA総会や新入生説明会、学級懇談会等で、保護者に「持たせない」「買わない」ように依頼している。携帯のアクセス面で問題があり、警戒をしているが、現実はかなりの生徒が持っているのではないか。指導に苦慮している。

委 員 一概に携帯がすべていけないとは言えない。働くために持っている人もいる中で、一概に禁止はいかがか。

委 員 幼稚園ではパソコン・ゲームにのめりこむようなケースが多い。そのような素地を作らないように、保育しているが、保護者の考え方にもよる。

例えば、今、食育といっているが、子どもが朝食を食べて来ないので、保護者に朝食を食べさせるように話したら、その保護者には「朝食」を食べるという考えが全く欠如していた例もある。

委 員 青少年がなぜ悪い道に行かなかったのかというと、彼らには友達と居場所があったからではないか。携帯で居場所づくり、友だち作りができた子もいる。子どものせいとばかりは思いたくない。青少年を悪い道に引きずり込むのは大人である。

委 員 小学1年生も中学3年生も同じように携帯を持っている。なぜ、持っているのか、保護者は持たせるのかというと、皆が持っていて、持っていないといじめられるということと、GPS機能があり持っていることが安心であるということだ。携帯についてはPTAの中でももめている。子どもは使い方も上手で、使用する子どもの低年齢化している。学校で携帯電話を取り上げたら、その期間の基本料金を返せと保護者が言ったという話もある。

副会長 先ほど有害図書の説明があったが、書店さんの取り扱いはいかがか。

委 員 書店組合に加入している本屋、入っていない書店で取り扱いが違うと思う。組合加入店は自主規制をし、図書の並べ方もきちんとしている。我々は、これはよくないと思うようなものは、店頭に並べずに梱包したまま送り返している。

委 員 私は小学校、中学校の事務職員だった。私の経験では、クラスから外れた子どもは保健室とか事務室に来たりしていた。大人が、子どもの目線に立つことが必要である。朝食もあいさつも、家庭がどうあるべきかが問題だ。学校はしつけの場ではなく、家庭こそがしつけの場である。そして、今は隣のおじさんが怒るということがなくなった。地域の人がいかに子どもを育てていくかが鍵である。

委 員 子どもの環境を変える必要がある。1つ目は携帯電話。大変便利なものであるが、保護者が子どもに使い方をきちんと教える必要がある。2つ目はレンタルビデオ店。かつて私の住む地区にもあり、立ち退きを要望したことがある。3つ目は図書。コンビニでの不良図書の取り扱いが不十分であると思う。

委 員 環境整備についての話があったが、子どもたちから自主的な「やめようじゃないか」「こうしたらどうか」というのを引き出すようにしたらどうか。

委 員 映画館ではR18、R15、PG12の規制をし、来場者への説明をしている。ただ、

子どもを連れた保護者の中には「子どもが見てもわからない」と言って子どもと一緒に場内へに入る人もいる。

委 員 携帯を使って「彼氏がほしい」「彼女がほしい」ということを書き込みして、性行為に発展する例がある。いわゆる不良の子ではなくても、素性の分からない人と関係を持つ普通の子が結構いる。携帯は身近すぎて警戒感がないようだ。携帯のモラル、実情を知る必要があると考える。そして、自分が思わぬところで加害者、被害者になる可能性があることを知ってほしい。

委 員 墾の迎え等に、携帯を正しく使うならとても便利なものである。家庭がうまくいっていればすべてが解決することだと思う。学校へ行けば、子どもたちはしっかりとあいさつをしてくれる。かえって保護者の方が、あいさつができないくらいだ。

事務局 今の子どもたちは人間関係づくりが難しくなっている。遊ぶにしても、不審者の問題があり、自由に外で遊べない。あいさつは大事だといいながら、あいさつができない環境を作ってしまった。

以前、地域の育成会では周りの大人がすべてやって、子どもはお客様になってしまっていたが、近頃は子どもにやらせようということが浸透してきてありがたいと思う。

副会長 私の地区では子どもたちの下校時にたすきをかけて回っている。日常的なことが地域で広がっていくことが大切だ。

委 員 たすきをかけていると、子どもたちもあいさつをしてくれる。

事務局 地域の方々の子どもを守ろうという気持ちやその姿がありがたいと思っている。

委 員 私の地区でも老人クラブが中心となって、自転車隊でパトロールしている。

委 員 長野市の保護育成条例における携帯の規制はあるのか。

事務局 青少年保護育成条例 第6条の関連で、施行規則 第2条に「インターネットその他の方法」という文言があり「図書又はインターネットその他の方法で青少年の健全な育成を阻害する恐れのあるものを青少年に読ませ、見せ、聴かせないように努めなければならない」という内容である。

副会長 学校現場の様子をお話願いたい。

委 員 地域の人からいろいろなお話が来ている。「下校歩行の態度が悪い」「買い物をしている」等であるが、基本的に生徒相互の中で解決していくということにしている。

携帯については、やり取りをする中で三角関係になったり、誹謗中傷になったりしていくこともある。担任の悪口や個人の悪口を書き込みしたり、使い方によっては、大変なことになるということを周知し、生徒相互の解決よりも、指導の手を入れていく必要がある。

副会長 この委員会で方向付け、要望をすることが必要になってくることもあるかもしれない。

事務局 地域の子どもは地域で育てるということで、ご協力いただいているが、いろいろな会を開いても、一番参加してほしい小中学生の保護者に出ていただけない。

市子ども会連絡会では市内を8ブロックに分けて研修会をしたり、子どもの手による

子ども会作りをしようと心がけている。また、青少年育成市民会議では、地域の人たちと一緒にになって子育てを考えるということで、本年度から「家庭・地域の子育て講座」を開催している。公民館でもいろいろな講座をやってしたり、PTAを対象とした「家庭教育力向上事業」も実施している。皆で情報交換をすることが必要である。

事務局　青少年が今どうしているのかを共有することが必要という会長のお話どおり、話し合いを進めていただいた。

今の子どもたちが親になったときの子どもたちに良い社会を残していくかなければならないと考えている。また、親になるための育ちの観点でも考えていきたい。